

「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則案」等に関する意見募集の結果について

令和3年11月29日
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則案」等に関する意見募集の結果については、下記のとおりです。御協力ありがとうございました。

記

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和3年10月20日（水）～11月18日（木）
- (2) 告知方法：電子政府総合窓口（e-Gov）及び内閣府ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法：電子メール、郵送

2. 御意見総数

5件

3. 御意見の概要及びそれに対する考え方

別紙1のとおり

4. その他

「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則案」及び「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」については、内閣府宇宙開発戦略推進事務局における検討の結果、必要な修正を行い、別紙2及び別紙3のとおりとなっております。

5. 公布日・施行日

公布日：令和3年12月中旬（予定）

施行日：宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律の施行の日（令和3年12月23日（木））

番号	御意見	検討結果
1	<p>日本が参加していない月条約では、月の土地・資源の所有権は認められていないようですが、それに関係なく、日本の法律で月の資源でも所有権が認められるのでしょうか？ また、他国には認められているのに、日本には認められていない月の土地所有はどのような取り決めで行われているのでしょうか？</p>	<p>意見募集対象の各府令案に対するご意見ではないため、回答は控えさせていただきます。</p>
2	<p>宇宙資源法2条2号イ 「その他これに類するものとして内閣府令で定める活動」についての記載が施行規則上見当たらないが、将来的に「探掘・採取」以外に資源を取得する方法が出てきた場合は、適宜内閣府令にて追加いただけるという理解でよいか。</p>	<p>内閣府令で規定する必要性が生じた場合には、適切に検討いたします。</p>
3	<p>宇宙資源法2条2号ロ（施行規則2条） 「宇宙資源の輸送」とは、惑星内輸送（月表移動（ローバー等））も含まれるか。</p>	<p>「惑星内輸送（月表移動（ローバー等））」の定義が明確ではありませんが、例えば月面で探掘した資源をその付随行為として保管場所等にローバーで移動させるようなケースを指すとすれば、貴見の通りです。</p>
4	<p>宇宙資源法4条（施行規則4条1項） 「当該理由が合理的かつ妥当と認められる場合とする。」とはどういった事象を想定しているか。(1)前提として、法4条第2号は、いずれも秘匿性の高い情報が含まれ得るが、法4条は、事業者又はその顧客のノウハウ、営業秘密その他の秘密情報等の公表を求めるものではないとの理解でよいか。(2)「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に係る利益が不当に害されるおそれ」に該当する場合として、公表することにより事業者が実施する宇宙資源に係る事業の収益性が低下する等の事情も勘案されるとの理解でよいか。(3)「合理的かつ妥当」との文言からは、法4条各号に定める事項の全部又は一部を公表しないことについて、個別具体的な事案に応じて柔軟に応じていただけるものと解釈しているが、かかる理解でよいか。</p>	<p>どのような理由により事業活動に係る利益が不当に害されるおそれが生じるかは、個々の事業活動の内容や事業者の状況によっても異なります。このため、ご指摘のようなケースが「合理的かつ妥当と認められる場合」に該当するかについて、一律に回答することは難しく、個別の申請ごとの状況を踏まえて判断していくこととなります。</p>
5	<p>宇宙資源法3条、様式第一 打上げ時期や目的地への航行期間、着陸位置が予定とずれることも想定され、事前に期間や場所を詳細に特定することが難しい場合もあるため、事業活動計画に記載すべき事項については、ある程度幅を持った記載も許容願いたい。今後、参考となるガイドライン、申請マニュアル及び申請書記載例を作成頂きたい。</p>	<p>ご指摘のような事情から一定の「幅を持った記載」は許容されうるとは考えているものの、過度にあいまいな記載となれば不適切です。どの程度の記載が許容されるかは、具体的な計画の内容に応じ個別に判断してまいります。なお、新しい制度であり、当面は申請検討段階から申請書の書き方等の相談にも丁寧に応じつつ、具体的な事例を重ねる中で、有意義な情報はガイドラインやマニュアル等の形で広く提供してまいります。</p>

内閣府令第 号

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則

（定義）

第一条 この府令において使用する用語は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第二条第二号ロの内閣府令で定める行為）

第二条 法第二条第二号ロの内閣府令で定める行為は、宇宙資源の輸送とする。

（人工衛星の管理に係る許可の特例の申請）

第三条 法第三条第一項に規定する宇宙資源の探査及び開発の許可を受けようとする者は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号。以下「宇宙活動法」という。）第二十条第二項に規定する申請書を提出する際に、併せて様式第一の事業活動計画を提出しなければならない。

2 法第三条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、同項第一号に規定する宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の資金計画及び実施体制とする。

（公表方法の特例等）

第四条 法第四条ただし書の内閣府令で定める場合は、公表することにより、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に係る利益が不当に害されるおそれがある部分及びその理由を記載した書類を当該事業活動を行う者が内閣総理大臣に提出した場合であつて、当該理由が合理的かつ妥当と認められる場合とする。

2 法第四条第三号の内閣府令で定める事項は、宇宙活動法第二十条第一項の許可の年月日及び許可番号とする。

附 則

この府令は、法の施行の日（令和三年十二月二十三日）から施行する。

様式第一（第三条第一項関係）

事業活動計画書

1. 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の目的
2. 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の期間
3. 宇宙資源の探査及び開発を行おうとする場所
4. 宇宙資源の探査及び開発の方法
5. 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の内容
6. 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の資金計画及び実施体制

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 本事業活動計画書は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則で定める様式第17と併せて提出すること。
 - 3 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則第4条第1項の規定に基づき、公表することにより、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に係る利益が不当に害されるおそれがある部分及びその理由を記載した書類を提出する場合は、本事業活動計画書と併せて提出すること。

内閣府令第 号

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲

げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(人工衛星の管理に係る許可の申請等)

第二十条 「略」

2 「略」

3 法第二十条第一項の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る人工衛星
- 二 法附則第四条の規定に基づき法第二十条第一項の規定を適用しないこととしている人工衛星の管理に係る人工衛星
- 三 国が行う人工衛星の管理に係る人工衛星

4 法第二十条第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる人工衛星の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 前項第一号の人工衛星 法第二十条第一項の許可の許可番号又は申請年月日
- 二 前項第二号又は第三号の人工衛星 人工衛星の軌道その他の当該人工衛星を特定することができる情報

「5」
「7」
略

(変更の許可の申請等)

第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書

改正前

(人工衛星の管理に係る許可の申請等)

第二十条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「3」
「5」
同上

(変更の許可の申請等)

第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書

類及び当該人工衛星の管理に係る同条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、人工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。

3 「略」

- 4 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等)

- 第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇三 略」

- 2 人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第六項の

類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、人工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。

3 「同上」

- 4 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等)

- 第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

- 2 人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の

<p>許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 「一〇四 略」</p> <p>4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る<u>第二十条第六項</u>の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 「一〇四 略」</p> <p>5 「略」</p> <p>(許可の取消しを行う場合の手続)</p> <p>第三十一条 内閣総理大臣は、<u>法第三十条第一項</u>の規定に基づき、<u>法第二十条第一項</u>の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工衛星管理者に通知し、当該人工衛星の管理に係る<u>第二十条第六項</u>の許可証の返納を求めるものとする。</p>	<p>許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 「一〇四 同上」</p> <p>4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る<u>第二十条第四項</u>の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 「一〇四 同上」</p> <p>5 「同上」</p> <p>(許可の取消しを行う場合の手続)</p> <p>第三十一条 内閣総理大臣は、<u>法第三十条第一項</u>の規定に基づき、<u>法第二十条第一項</u>の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工衛星管理者に通知し、当該人工衛星の管理に係る<u>第二十条第四項</u>の許可証の返納を求めるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

